

質問書に対する回答書 一覧表

工事名】道東自動車道 新得工事

番号	回答日	図書の区分	項目	質問事項	回答
1	R3.9.27	01_入札公告(説明書)	P7 4-2.技術評価の評価項目等 「トンネル覆工コンクリート」	入札説明書、4-2.技術評価の評価項目等より、「トンネル覆工コンクリート施工時(「打ち込み」、「養生」)における品質向上」について、「トンネル覆工コンクリート」には、避難連絡坑の覆工コンクリートも含まれるのか、ご教示願います。	「トンネル覆工コンクリート」とは本坑及び避難連絡坑の覆工コンクリートも含まれます。ただし本坑の覆工コンクリートのみ適用される技術提案項目も考えられるため、避難連絡坑に関する提案を含む場合は、その旨を技術提案書に記載してください。
2	R3.9.27	01_入札公告(説明書)	P7 4-2.技術評価の評価項目等 「トンネル覆工コンクリート」	入札説明書、4-2.技術評価の評価項目等より、「トンネル覆工コンクリート」のコンクリート種別について、標準部および非常駐車帯部(坑門工除く)は「T3-4」、避難連絡坑は「T1-4」でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
3	R3.9.27	01_入札公告(説明書)	P7 4-2.技術評価の評価項目等 「トンネル覆工コンクリート」	入札説明書、4-2.技術評価の評価項目等より、トンネル覆工コンクリート施工時「打ち込み」について、「生コンクリートの運搬」や「締固め」に関する提案は「打ち込み」に含まれるのでしょうか。ご教示願います。	「打ち込み」は、型わくと吹付けコンクリートの空隙に、覆工コンクリートを充填させる作業として、生コンクリートの運搬、打設、締固め等が含まれます。
4	R3.10.5	01_入札公告(説明書)	P7 4-2.技術評価の評価項目等 「トンネル覆工コンクリート」	入札公告書 4-2技術評価の評価項目等 評価項目①のトンネル覆工コンクリートについて、坑門工(東側18m+西側0.8m)は、提案対象外と考えてよろしいでしょうかご教示願います。	そのとおりです。
5	R3.10.6	01_入札公告(説明書)	P7 4-2.技術評価の評価項目等 「トンネル覆工コンクリート」	入札公告 P7 第4 総合評価方式 4-2.技術評価の評価項目等 ①トンネル覆工コンクリート施工時(「打ち込み」、「養生」)における品質向上 「打ち込み」には、締固め作業を含むと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	「打ち込み」は、型わくと吹付けコンクリートの空隙に、覆工コンクリートを充填させる作業として、生コンクリートの運搬、打設、締固め等が含まれます。
6	R3.9.27	01_入札公告(説明書)	P7 4-2.技術評価の評価項目等 「下部工施工時」	技術提案の評価項目「供用中路線(道東自動車道)に近接して行う下部工施工時における一般走行車両に対する安全対策」について、特記仕様書11-2において「監督員が必要と認め指示した作業・期間」で実施する「冬季休止期間」を対象とした提案は、評価の対象となるのでしょうか。ご教示願います。	橋梁下部工工事関連の作業は冬季休止期間中の作業としておりませんので、冬季休止期間を対象とした提案は評価の対象外です。

工事名】道東自動車道 新得工事

番号	回答日	図書の区分	項目	質問事項	回答
7	R3.10.14	01_入札公告(説明書)	P7 4-2.技術評価の評価項目等 「下部工施工時」	技術提案について 技術提案評価項目②「供用中路線(道東自動車道)に近接して行う下部工施工時における一般走行車両に対する安全対策」について、一般走行車両への影響が間接的にでも示すことができる提案であれば、評価の対象としていただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	提案された下部工施工時における安全対策が、供用中路線(道東自動車道)を走行する一般走行車両に間接的に影響すると評価者が判断した場合は、評価の対象となります。
8	R3.9.27	01_入札公告(説明書)	P7 4-3.技術提案書の作成 「下部工施工時」	入札説明書、4-3.技術提案書の作成より、「下部工施工時」の定義に「構造物掘削」「裏込め土工」が含まれています。これらの作業で実施する構造物掘削での掘削土運搬、裏込めのための「客土掘削A」での土運搬時の安全対策は、当該項目の提案対象として認められるのでしょうか。ご教示願います。	下部工施工時における土運搬時の安全対策が、供用中路線(道東自動車道)を走行する一般走行車両を対象とする事項であれば提案対象として認めます。
9	R3.9.27	01_入札公告(説明書)	P7 4-3.技術提案書の作成 「下部工施工時」	入札公告書 P7 4-3技術提案の作成 作成にかかる留意事項に、『技術提案項目②における「下部工施工」とは、「構造物掘削(土留め工含む)～基礎工～下部工本体施工～裏込め土工」の施工時～』と記載がありますが、以下の工種は、該当しないものでしょうかご教示願います。 ①基礎杭 ②洗堀防止対策工 ③仮設構造物工(仮栈橋設置、施工ヤード造成)	基礎杭、洗堀防止対策工、仮設構造物工が、下部工施工に必要な項目であって、その安全対策が供用中路線(道東自動車道)を走行する一般走行車両を対象とする事項であれば提案対象として認めます。
10	R3.10.6	01_入札公告(説明書)	P7 4-3.技術提案書の作成 「下部工施工時」	技術提案の評価項目 「供用中路線(道東自動車道)に近接して行う下部工施工時における一般走行車両に対する安全対策」について、橋桁や橋脚等の既設構造物への接触防止策を対象とした提案は、評価の対象となるのでしょうか。ご教示願います。	下部工施工時における安全対策の評価項目は、一般走行車両を対象としており、橋桁や橋脚等の既設構造物への接触防止策は評価の対象となりません。
11	R3.9.27	01_入札公告(説明書)	P7 4-3.技術提案書の作成 「過度なコスト負担を要する提案の取り扱い」	入札説明書、4-3.技術提案書の作成より、本工事における過度なコスト負担を要する提案の事例が記載されていますが、それに該当しない提案に関しては、金額の大小に関わらず過度なコスト負担を要する提案に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書4-3.技術提案書 作成にかかる留意事項「過度なコスト負担を要する提案の事例」に記載されているものは事例であり、記載されていない提案であっても、使用材料、施工方法等が過度にコスト負担を要すると評価者が判断した場合、過度のコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしません。
12	R3.9.27	01_入札公告(説明書)	P8 4-6.技術提案書の採否の確認等 「評価基準」	入札公告(説明書)、4-6.技術提案書の採否の確認等－(3)評価基準－評価基準－留意事項について、①では、提案書の一部が設計図書に適合しないか本工事で採用できない場合、当該技術提案を不採用とするとありますが、③では、一部を不採用とした場合、当該箇所を除いた記載内容で評価するとあります。 ①と③の違いをご教示ください。	①については、入札公告(説明書)、4-3技術提案書の作成 作成にかかる留意事項 に記載されている「複数の施工技術の組み合わせでなければ効果が発揮されないなど一併不可分であり、一般的にもその組み合わせで施工されている場合は当該技術提案を1つの施工技術で構成されているものと判断する。」場合の留意事項であり、③については、それ以外としております。

番号	回答日	図書の区分	項目	質問事項	回答
13	R3.9.27	01_入札公告(説明書)	P8 4-6.技術提案書の採否の確認等 「評価基準」	入札公告(説明書)、4-6.技術提案書の採否の確認等(3)評価基準-評価基準-留意事項について、⑩より、記載内容が複数提案と判断された場合は、その提案すべてが評価対象外と考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
14	R3.9.27	02_申請書関係	様式2 「記載方法」	様式2 記載方法について 1. 企業評価 施工実績 同種工事a:は 'NATM工法により・・・施工延長700m以上あるトンネル工事'とあり様式2記載欄には '施工延長〇〇m'となっておりますが、施工実績が例えば掘削 800m、覆工コンクリート 1,000mの場合、掘削実績800mを '施工延長 800m'と記載して宜しいでしょうか。ご教示願います。	企業評価 施工実績として評価する施工延長は掘削延長となります。 工事実績情報システム(CORINS)に登録されている工事におけるトンネルの場合は、掘削延長となる施工延長を記載してください。CORINSに登録されていない場合は、契約書、図面、特記仕様書等掘削延長が証明できるものを添付してください。
15	R3.9.27	02_申請書関係	技術提案書作成説明書 「文字について」	技術提案書作成説明書、5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料-(2)より、文字の大きさ10ポイント以上を順守すれば、フォント・文字色・行間・枠線・余白は変更可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	判読可能であれば、フォント・文字色・行間・枠線は変更可能です。 但し、余白(四方 各12mm)については、変更を認めません。
16	R3.10.14	03_特記仕様書	P22 23-3 建設副産物の活用等 「コンクリート塊の数量」	特記仕様書P22 23-3 建設副産物の活用等 コンクリート塊 特記仕様書の合計数量では約130m3と記載されておりますが、設計図等の公告・閲覧資料では、くい頭処理(3箇所):193.6m3、鏡吹付コンクリート:1,138.8m3、構造物取壊し工:3.6m3となり、合計数量:1,336m3となります。記載されている数量内訳について、ご教示願います。	特記仕様書 建設副産物 コンクリート塊の数量には、鏡吹付コンクリートは特記仕様書30-6-1 トンネル掘削に記載のとおり、除去及び処分にかかる費用は含まれていないことから、コンクリート塊の数量に含めておりません。 くい頭処理は割掛対象表の項目であり、設計図書に明示した条件により発注者が必要と考えた付属的な仮設物等の間接的な工事であり、発注者が指定仮設物として指定したもの以外は、受注者の責任において必要なものを定め施工していただくこととなります。したがって、くい頭処理数量は、貴社の施工計画に基づきお考えください。
17	R3.10.6	03_特記仕様書	P27 30-2-1 道路掘削、客土掘削 「土質区分」	2-(3)客土掘削 土砂A 新内土取場から発生する材料の土質区分について、ご教示願います。	数量明細書(参考)に記載のとおり、客土掘削 土砂Aの土質区分は「土砂B」を想定しております。
18	R3.10.6	03_特記仕様書	P28 3-2-3 高盛土排水工 「積算に用いる施工歩掛」	特-(1) 高盛土排水工 Du-Pφ0.60・1.20・1.20 積算基準の地下排水工(管布設)の施工歩掛には、管径φ500までしかありません。管径φ600の施工歩掛について、ご教示願います。	積算に用いる施工歩掛についてはお答えできません。 御社の施工計画に基づき計上してください。

工事名】道東自動車道 新得工事

番号	回答日	図書の区分	項目	質問事項	回答
19	R3.9.27	03_特記仕様書	P31 30-2-5 構造部掘削 「区分内容」	特記仕様書30-2-5構造物掘削の区分内容には、構造物裏込め工及び構造物埋戻しに関する記載がないことから、発生土はすべて下部路体部へ流用すると考えてよろしいでしょうか。 また、構造物裏込め工および構造物埋戻しは、客土掘削土砂Aに記載されていることから、広内川橋下部工などの構造物の裏込め工及び埋戻しで使用する土砂はすべて新内土取場からと考えてよろしいでしょうか。	構造物掘削土は特記仕様書30-2-5構造物掘削に記載のとおり、本線盛土箇所下部路体へ流用としています。 構造物裏込め工B部、構造物埋戻し部は特記仕様書30-2-1 道路掘削、客土掘削に記載のとおり、客土掘削土砂Aはすべて新内土取場からの施工となります。
20	R3.10.6	03_特記仕様書	P35 30-3-4 ドレーンかご工 「積算に用いる材料単価・積算に用いる施工歩掛」	特-(3) ドレーンかご工 ドレーンかご工(t=25cm) ドレーンかご形状は標準単価適用外であるため、材料単価・施工歩掛について、ご教示願います。	積算に用いる材料単価・施工歩掛についてはお答えできません。 御社の施工計画に基づき計上してください。
21	R3.10.6	03_特記仕様書	P37 30-5-3 鉄筋工 「積算に用いる運搬内容」	8-(3)鉄筋 A1 市場単価適用の鉄筋工において、エポキシ樹脂塗装鉄筋の塗装工場からの運搬が別途必要と考えます。塗装工場からの運搬距離および運搬に用いるトラック等の規格について、ご教示願います。	8-(3)鉄筋A1は共通仕様書8-4鉄筋工に記載のとおり、運搬を含む単価となります。 なお、積算に用いる運搬についてはお答えできません。 御社の施工計画に基づき計上してください。
22	R3.10.14	03_特記仕様書	P48 30-8-4 仮設防護柵工 「積算に用いる材料単価」	特-(10)仮設防護柵工 設置工A 特記仕様書P48に記載の中古品は、新材価格の90%での購入単価を計上されているということでしょうか。中古品単価の算出方法について、ご教示願います。	発注者が想定している中古品の価格は土木工事積算基準(令和3年度版(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社))第3編材料費 5. 仮設材料費に記載のとおり新品価格の90%を上限とし算出します。
23	R3.10.14	03_特記仕様書	P49 30-8-5 仮設目隠板工 「積算に用いる材料単価」	特-(11)仮設目隠板工 設置工A 特記仕様書P49に記載の中古材は、新材価格の90%での購入単価を計上されているということでしょうか。中古材単価の算出方法について、ご教示願います。	発注者が想定している中古品の価格は土木工事積算基準(令和3年度版(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社))第3編材料費 5. 仮設材料費に記載のとおり新品価格の90%を上限とし算出します。
24	R3.10.14	03_特記仕様書	P49 30-8-5 仮設目隠板工 「積算に用いる材料単価」	特-(11)仮設目隠板工 設置工B 特記仕様書P49に記載の中古材は、新材価格の90%での購入単価を計上されているということでしょうか。中古材単価の算出方法について、ご教示願います。	発注者が想定している中古品の価格は土木工事積算基準(令和3年度版(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社))第3編材料費 5. 仮設材料費に記載のとおり新品価格の90%を上限とし算出します。

工事名】道東自動車道 新得工事

番号	回答日	図書の区分	項目	質問事項	回答
25	R3.10.14	03_特記仕様書	P56 30-11 週休2日推進工事に要する費用 「機械経費(損料)の稼働率補正」	特記仕様書P56 30-11 週休2日推進工事に要する費用 機械経費(損料)の稼働率補正について、稼働率を補正することにより、運転月数等が増減すると考えますが、一部の数量において、運転月数等が補正後の数量になっておりません。単価項目及び割掛項目すべての数量において反映されるのでしょうか。稼働率補正について、ご教示願います。	週休2推進工事に要する費用の稼働率における補正は、単価項目及び割掛項目すべての項目における機械経費(損料)を対象としています。なお、機械経費(損料)に用いる月平均標準運転日及び月平均標準休止日数、標準稼働率は30-11-1(3)に①土木工事積算基準 第7編 土工【A地区】、②土木工事積算基準 第7編 土工及び第19編トンネル工を除く各編、③土木工事積算基準 第19編トンネル工に記載しております。
26	R3.9.27	03_特記仕様書	P59 32-1 設計図書の変更及び追加について 「(18)」	特記仕様書p59 32-1-(18) 「橋梁下部工近接施工箇所における高速道路上の仮設目隠板工の追加」とは、2つの橋梁の、どこの施工箇所を示すかご教示ください。	特記仕様書32-1設計図書の変更及び追加の内容についてはお答えできません。なお、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとしています。
27	R3.9.27	03_特記仕様書	P59 32-1 設計図書の変更及び追加について 「技術提案の評価項目」	⑥【特記仕様書】道東自動車道 新得工事 P59 「32-1設計図書の変更及び追加について」には、技術提案の評価項目に関わる事項が含まれていますが、これらの事項に関する提案も評価対象となるのでしょうか。	特記仕様書32-1設計図書の変更及び追加の事項に関する項目は技術提案の評価対象となりません。設計図書に基づく技術提案項目を作成ください。
28	R3.9.30	03_特記仕様書	P6 11-1 冬季休止期間 「橋梁下部工工事関連作業の作業・期間について」	特記仕様書11-1 冬季休止期間に示されている期間中に行えるペンケオタソイ川橋および広内川橋の橋梁下部工工事関連作業は、具体的にどの作業かご教授下さい。	特記仕様書11-1 冬季休止期間に示す冬季休止期間中に行うペンケオタソイ川橋および広内川橋の橋梁下部工工事関連作業は監督員が必要と認め冬季施工を指示した作業・期間であり、設計図書には費用は含まれておりません。 なお、監督員が冬季期間中の作業を指示した場合の費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとしています。
29	R3.9.27	05_割掛対象表	軽量盛土工 「工事の内容」	軽量盛土工 割掛対象表には、軽量盛土工の壁面材設置時に必要となる足場工が計上されていませんが、今回の見積対象には含まず設計変更事項となるのでしょうか。今回、計上される場合は割掛け対象表に記載していただき足場工の数量をご教示願います。	軽量盛土工の壁面材設置工に関しては特記仕様書30-2-4軽量盛土工に記載のとおり、壁面材設置に関するすべての費用を含みますので、御社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。 なお、足場工が必要であれば、必要足場工の数量を算出の上、必要な費用を計上してください。
30	R3.10.14	05_割掛対象表	仮設防護柵材運搬 「仮設防護柵工 設置工A」	特-(10)仮設防護柵工 設置工A 割掛項目において、仮設材運搬費に仮設防護柵材運搬費が含まれていないため、運搬費は本単価項目に含むと考えてよろしいでしょうか。運搬費について、ご教示願います。	特記仕様書30-8-4に記載のとおり、施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除く費用を含めて算出してください。

【工事名】 道東自動車道 新得工事

番号	回答日	図書の区分	項目	質問事項	回答
31	R3.10.14	05_割掛対象表	仮設防護柵材運搬 「仮設目隠板工 設置工A」	特-(11)仮設目隠板工 設置工A 割掛項目において、仮設材運搬費に仮設目隠板材運搬費が含まれていないため、運搬費は本単価項目に含むと考えてよろしいでしょうか。運搬費について、ご教示願います。	特記仕様書30-8-5に記載のとおり、施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除く費用を含めて算出してください。
32	R3.10.14	05_割掛対象表	仮設防護柵材運搬 「仮設目隠板工 設置工B」	特-(11)仮設目隠板工 設置工B 割掛項目において、仮設材運搬費に仮設目隠板材運搬費が含まれていないため、運搬費は本単価項目に含むと考えてよろしいでしょうか。運搬費について、ご教示願います。	特記仕様書30-8-5に記載のとおり、施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除く費用を含めて算出してください。
33	R3.10.6	06_設計図 2.橋梁下部工(広内川橋) 6/108 59/108	橋梁下部工(広内川橋) 広内川橋(下り線)A-1橋台構造図・広内川橋(下り線)A-2橋台構造図 「コンクリート種別・数量」	8-(3)コンクリート A1-3 【設計図】橋梁下部工 広内川橋のA1橋台とA2橋台の躯体部と底板部ではコンクリート配合が異なりますが、底板部(24N/mm ²)の数量も本単価項目に含むと考えてよろしいでしょうか。底板部数量について、ご教示願います。	広内川橋橋梁下部工におけるコンクリート種別と数量は以下の通りです。 ・A1橋台【A1-3:397.7m ³ 】【B2-1:209.3m ³ 】 ・A2橋台【A1-3:758.2m ³ 】【B2-1:716.0m ³ 】 上記については後日、公告図書を訂正いたします。
34	R3.10.14	06_設計図 2.橋梁下部工(広内川橋) 77/108 83/108	橋梁下部工(広内川橋) 広内川橋(下り線)A-1橋台場所打ち杭詳細図(1/2)・広内川橋(下り線)P-3橋脚場所打ち杭詳細図(1/2) 「材料の仕様」	7-(1)基礎杭 場所打ちコンクリート杭(機械掘削、φ1,200) 【設計図】橋梁下部工 広内川橋のA1橋台、P3橋脚場所打ち杭詳細図では、コンクリート配合が底板・基礎杭:24N/mm ² となっており、A1橋台構造図では、胸壁・縦壁・翼壁・基礎杭:30N/mm ² と記載があり、P3橋脚構造図には、基礎杭の記載はありません。 共通仕様書コンクリート種別において、場所打ち杭(人力掘削を除く)はY1-1(30N/mm ²)になると思われま 場所打ち杭コンクリートの配合について、ご教示願いま	場所打ちコンクリート杭(機械掘削)のコンクリート種別については「共通仕様書」8-2-3 コンクリート種別 のY1-1となり、材令28日における圧縮強度は30N/mm ² です。その品質基準は「共通仕様書」に記載のとおり「コンクリート施工管理要領」4-1に記載されており、Y1-1の圧縮強度は材齢28日における圧縮強度は、水中割増しを乗じた値であるため、設計基準強度としては、割り戻した値の24N/mm ² です。
35	R3.10.14	06_設計図 3.橋梁下部工(ペンケオタソイ川橋) 63/69	橋梁下部工(ペンケオタソイ川橋) ペンケオタソイ川橋(下り線)P-2橋脚場所打ち杭詳細図(1/4) 「材料の仕様」	7-(1)基礎杭 場所打ちコンクリート杭(機械掘削、φ1,000) 【設計図】橋梁下部工 ペンケオタソイ川橋のP2橋脚場所打ち杭詳細図では、コンクリート配合が、底板・基礎杭:24N/mm ² となっており、共通仕様書コンクリート種別において、場所打ち杭(人力掘削を除く)はY1-1(30N/mm ²)になると思われま 場所打ち杭コンクリートの配合について、ご教示願いま	場所打ちコンクリート杭(機械掘削)のコンクリート種別については「共通仕様書」8-2-3 コンクリート種別 のY1-1となり、材令28日における圧縮強度は30N/mm ² です。その品質基準は「共通仕様書」に記載のとおり「コンクリート施工管理要領」4-1に記載されており、Y1-1の圧縮強度は材齢28日における圧縮強度は、水中割増しを乗じた値であるため、設計基準強度としては、割り戻した値の24N/mm ² です。
36	R3.10.14	06_設計図 3.橋梁下部工(ペンケオタソイ川橋) 69/69	橋梁下部工(ペンケオタソイ川橋) ペンケオタソイ川橋(下り線)P-2橋脚洗掘防止対策工 「構造物掘削等」	特-(9)洗掘防止対策工 A 【設計図】ペンケオタソイ川橋(下り線)P-2橋脚洗掘防止対策工の数量表に記載されている新設P2橋脚部:構造物掘削32.6m ³ と埋戻し20.4m ³ の差分で発生する土砂は、①はねつけ現場処理、②P2橋脚の構造物掘削と同じ処理、どちらでお考えでしょうか。ご教示願います。	ペンケオタソイ川橋橋梁下部工(P2橋脚)構造物掘削と同じ処理と考えております。

工事名】道東自動車道 新得工事

番号	回答日	図書の区分	項目	質問事項	回答
37	R3.10.14	06_設計図 3.橋梁下部工(ペンケオタソイ川橋)	69/69 橋梁下部工(ペンケオタソイ川橋) ペンケオタソイ川橋(下り線)P-2橋脚洗掘防止対策工 「鋼矢板引抜き」	特-(9)洗掘防止対策工 A 【設計図】ペンケオタソイ川橋(下り線)P-2橋脚洗掘防止対策工の数量表に記載されている既設P3橋脚部:鋼矢板引抜きで発生する鋼矢板はスクラップ処分と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	洗掘防止対策工 Aの単価には、鋼矢板引抜きで発生する鋼矢板の売却処分、運搬等は含まれておりません。
38	R3.10.14	06_設計図 3.橋梁下部工(ペンケオタソイ川橋)	69/69 橋梁下部工(ペンケオタソイ川橋) ペンケオタソイ川橋(下り線)P-2橋脚洗掘防止対策工 「セメントミルク注入工」	特-(9)洗掘防止対策工 A 【設計図】ペンケオタソイ川橋(下り線)P-2橋脚洗掘防止対策工の注意事項に「既設鋼矢板引抜き後、周辺の地盤変状に考慮しセメントミルクを注入すること」との記載があります。(設計図の数量表には未記載) この単価項目内にセメントミルク注入工の計上の有無及び数量・配合について、ご教示願います。	洗掘防止対策工 Aの単価には、セメントミルク注入工は含まれておりません。監督員が必要と指示した場合には、設計変更の対象となります。
39	R3.10.6	08_割掛対象表参考内訳書	くい頭処理費 「積込運搬・処分費」	7-(1)基礎杭 場所打ちコンクリート杭 割掛項目において、くい頭処理費(はつりに要する費用)が計上されていますが、はつり殻の積込運搬・処分費は本単価項目に含むと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	くい頭処理費には建設副産物となるコンクリート塊の処分等に要する積込運搬、処分等すべての費用を含みません。
40	R3.9.27	08_割掛対象表参考内訳書	工所用進入路設置撤去 「工事の内容」	準備工事費の工所用進入路設置撤去において、 ① 大型土のう及び盛土に使用する土砂の発生場所からの運搬費は計上することでよろしいでしょうか。 ② 計上する場合、土砂の発生場所をご教示願います。 ③ 工所用進入路撤去で発生する土砂は下部路体部への流用と考えてよろしいでしょうか。	御社の施工計画に基づき必要な費用を計上してください。 なお、大型土のう及び盛土に使用する土砂に現地発生土を使用する場合は、同箇所の現地発生土を本線部へ流用する場合の運搬費との差分を計上してください。
41	R3.9.27	09_参考図	28/56 参考図 ペンケオタソイ川橋(下り線)P-1橋脚仮設図(6/7)(参考図) 「継手」	設計図書 ⑩-1【参考図】道東自動車道 新得工事 28/56 ペンケオタソイ川P1橋脚仮設図のCASE3(継手無し)の橋軸直角方向の一部が空頭制限範囲内にあると思われる。他の計画と同様に継手の計画がされておりますが、設計変更対象となるのでしょうかご教示願います。	設計図書のとおり計上ください。 なお、監督員が必要と認めた場合は変更協議の対象となります。
42	R3.10.5	09_参考図	33/56 参考図 ペンケオタソイ川橋(下り線)A-2橋台仮設図(3/5)(参考図) 「交通規制が必要な作業」	設計図書 ⑩-2【参考図】道東自動車道 新得工事 33/56 ペンケオタソイ川橋 A2橋台仮設図の仮設(山留)施工手順において、2)鋼矢板打設や16)鋼矢板引抜き時は、供用中路線の路肩規制を行い、施工することを想定されているのでしょうかご教示願います。	特記仕様書21-3 交通規制に記載のとおり、ペンケオタソイ川橋 A2橋台仮設図の仮設(山留)施工手順における、2)鋼矢板打設や16)鋼矢板引抜き時は、設計図書においては交通規制の対象としておりません。 なお、特記仕様書21-3に記載のとおり、今後実施する道路交通法第80条の規定に基づく協議により設計図書に変更が生じた場合、受注者はこれに従うものとし、これに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとしております。